

〔資料〕

韓国中小企業の胎動・生成・発展と その特質

徐 龍 達

1. は し が き
2. 韓国中小企業の胎動
3. 韓国中小企業の生成
4. 韓国中小企業の発展
5. むすび——韓国中小企業の社会経済的特質

1. は し が き

最近、韓日間の経済交流はとみに盛んになり、人物の往来やプラントの輸出はもとより、これまでには見られなかった合弁会社設立の構想も聞かれるようになった。顧みれば、一衣帯水の両国が、まことに宿命といおうか、歴史のいたずらといおうか、あまりにも長い冬眠を貪っていた感がふかい。新しい韓日関係は諸種の問題をはらみながらも進んでいる。これが両国にとって真の意味における「前進」であるためには、過去の難渋の歴史を「事実」に即して客観的に理解することが前提であり、「事実」の冷静な反省なくしては新しい真の友好関係は遂に芽生えないであろう。

韓日新時代の到来と共に、韓国経済の諸側面も漸次、研究課題として取りあげられているけれども、言語の障壁と資料不足等のため、日本においては韓国経済ないし経営問題を取り扱いうる研究者は極めて少ない実状にある。筆者は昨年以降、社団法人「大阪アジア中小企業開発センター」をはじめ幾つかの会合において、「韓国中小企業の実態」につき所見を申し述べ

る機会をもったのであるが、その内容を資料としてひろく研究者ならびに実業家たちに提供する必要性を痛感している。

しかしながら、韓国中小企業の経営実態は、企業診断ないし経営分析による数値を羅列して解説するだけでは平面的なそしりを免れず、特に日本と異なる社会経済的環境にあって、韓国中小企業がどのように生成・発展してきたかを考察し、その歴史的・社会経済的背景からその特徴ないし基本的性格をまず抽出することから始めなければならない。

そこで本稿においては、最近の数次にわたる帰国時の資料を中心に、韓国中小企業の経営実態を理解する予備知識として、その畸型的な苦難の歴史を胎動、生成、発展に区分して解説し、最後にその存立の基盤ないし特殊条件を検討しようとするものである¹⁾。なお、韓国中小企業の現状ないし経営実態については、紙幅その他の関係でいずれ本誌に独立の資料として報告する予定である。

2. 韓国中小企業の胎動

韓国中小企業発展史上の第1段階としては、日本帝国主義（以下、日帝と省略する）の侵略によって朝鮮が日帝に隷属し、その植民地経済体制下において長年にわたる搾取をほしいままにされた時代であり、いわば中小企業の胎動期である。すなわち、李朝時代の封建的零細農耕に基づく経済体制下にあった朝鮮は、日帝の侵略によってその旧態依然たる体制が破壊され、近代的な意味での企業概念が導入されることになった。その後、1945年8月15日の日本の敗戦による朝鮮解放までの期間は、企業活動の大部分は日本人に独占されており、また経済的搾取には目を蔽うべきものがあった。しかし、ふり返ってみると、近代的な意味における企業活動が発生し資本主義的企業概念がこの時期に導入されたことには意義を認めなければならない。

われわれが韓国の経済的現実を取りあげる場合、必然的に話題にのぼる

のが過去の日帝の侵略である。その理由の一端は、日帝が朝鮮を植民地として政治的にも経済的にも完全に支配し、朝鮮の近代化を阻害し後進性を免れなくさせた諸施策にある。もちろん、筆者はここで日帝による植民地支配の実態を詳述する意図をもつものではない。本節の主題たる「韓国中小企業の胎動」期の歴史的背景を鮮明ならしめる目的から、それらを概括的に述べる必要を認めるにすぎない。すなわち、

まず第1に、日帝による朝鮮支配は一般に韓日併合（1910年8月）以来の36年間とされているけれども、それは名目上の独立をも剥奪した支配期間であって、その政治的・軍事的支配に先立つ経済的支配の時機を考えれば、実質的には優に半世紀以上に及ぶことを知るべきである。すなわち、日帝による植民地支配の基礎工作は、まず商品および資本攻勢によって始められ、その経済的侵略を基礎として政治的支配権を獲得し、韓日併合を通じて植民地経済体制を再編成ないし確立したものである。ここで歴史上の史実を辿れば、日帝の武力威嚇によって締結せざるを得なくなった「江華修好条約」（1876年）は、19世紀の「近代的」侵略を受けるに至った最初の屈辱的記録といえよう。この条約に基づいて朝鮮の鎖国政策はもろくも崩壊し、日本に対して釜山（1876年）、元山（1880年）、仁川（1883年）の沿岸諸港が開港され、怒濤のごとく日本の商品が流れ込み、封建的零細農業を基礎とする李朝の経済体制を根底からくつがえしたのである。²⁾

それ以来、日帝は朝鮮に原料の獲得と商品市場を確保し、確固とした経済的支配を通じて漸次、政治的支配権を強化し、1904年2月、日本とロシアの戦雲みなぎるうちに、「日本軍に積極的に協力し、『軍略上必要の地点を臨機収用することを得る』という条項をもつ『日韓議定書』に調印³⁾」を強制され、事実上、朝鮮は日帝の属国となり、朝鮮の外交・内政・軍事・警察はすべて日本の支配下に移されるに至る。したがって1910年の韓日併合は、それまでの朝鮮の形式上の独立をも剥奪して、名実ともに大日本帝国の一部に編入したものにほかならない。

その後、朝鮮は日帝の商品市場と化し、低廉な原料および労働力の供給地として、また投資対象として、民族経済の中核部分を日帝がその手中におさめたのである。いま、韓日併合以前の朝鮮における日本人の絶対的位置を示すものとして、外国商社数（第1表）と日本人経営工場数（第2表）⁴⁾を掲げておこう。また第3表⁵⁾によれば、僅か1年間に日本商人が8倍に近い預金を増加させていることがわかり、当時の日本商人の商圈の拡大強化が、ひいては朝鮮の半植民地的隷属関係の強化につながったことは容易に推察しうるところである。

〔第1表〕 外国商館数 (1896年現在)

国名	所在地	仁 川	釜 山	元 山	計
日	帝	26	132	52	210
清	国	16	14	12	42
ド	イ	2	—	—	2
ア	メ	2	—	—	2
イ	ギ	1	—	—	1
フ	ラ	1	—	—	1

(資料：朝鮮年鑑，1948年版)

〔第2表〕 日本人経営の工場数 (1908年現在)

工場別	設立年	1901年以前	1901~1906年	1906~1908年	合 計
精 米 工 場		—	11	20	31
清酒・醤油工場		9	4	7	20
煉瓦・石灰工場		—	6	7	13
鉄 工 場		1	6	3	10
煙 草 工 場		—	1	5	6
印 刷 工 場		—	1	3	4
製 綿 工 場		—	2	—	2
織 物 工 場		—	—	1	1
か ん 詰 工 場		1	1	1	3
そ の 他		3	6	9	18
合 計		14	38	56	108

(資料：朝鮮年鑑，1948年版)

〔第3表〕 仁川港銀行預金比較表

日付 国別	1894年5月31日	1894年11月30日	1895年5月31日
日本人	38,741千円	141,259千円	302,443千円
欧米人	86,280	76,589	155,282
朝鮮人	445	1,190	21,124
支那人	—	—	3,417
合計	125,466	219,038	482,266

第2に、日帝によって併合されるまでの李朝は、封建的零細農耕を基礎とした経済体制下において、資本蓄積、企業者精神の旺盛な階級、大規模生産を担当すべき機械や技術もなく、工業分野に属するものとしては農業に結合された広汎な手工業の存在のみであった。第1次世界大戦前後、日本の産業資本の蓄積、特に戦時利得と高利貸資本の膨脹が、大戦の好景気に刺戟されて朝鮮に若干の近代的工業を進出せしめた。

しかしながら、朝鮮の工業が急激に伸展したのは、飽和状態に達した日帝資本の海外進出のもつ必然性と、その武力的表現である大陸侵攻とが結合された様相であり、朝鮮がもつ大陸への兵站基地としての立地条件、豊富な資源と労働力等は、日帝の工業資本を急速に朝鮮へ誘引したのである。この時期には、特に軍需産業が中心となり、近代的化学工場、大発電所、大紡績工場等が出現し、日支戦争以後は、莫大な鉄鉱需要のために製鉄および特殊鋼製錬、人造繊維工業、および、直接的には軍需品生産工場の創設などが相次ぎ、朝鮮工業は量的にも質的にも飛躍したものである。

特に、1927年の金融恐慌で打撃を受けた日本経済は、続く1929年の世界大恐慌に基づく破局的な経済恐慌の突破口を、帝国主義的膨脹政策、日本産業の軍事的再編成、植民地政策の強化などに求めたのである⁶⁾。これらの一連の政策は、朝鮮の軍需資源の掠奪的開発と軍需工業の移植、および労働者の強制動員などにより、当時の朝鮮の経済社会にはかりしれない変化をもたらし、朝鮮経済の対日従属性は強化され、その産業はますます畸型

化してゆくのである⁷⁾。例えば、1938年の「時局対策調査会」の構想は、「時局の進展に伴い、朝鮮が帝国の大陸政策に於ける前進基地として其の重要性を加えつつあるに鑑み」、朝鮮の産業構造を再編成し、「時局産業」部門を保護・育成し、巨額の資本を集中して、大陸への帝国主義的侵略戦争の軍事基地を朝鮮に構築するにあり、これらの決定は逐次実行されたのである。

しかしながら、このような意図に基づく朝鮮工業の発展は、日帝発展の一翼にはなっただけけれども、朝鮮経済の発展には直接結びつくことにはならなかった点は注意を要する。

第3に、朝鮮を純粹に食糧供給基地ないし兵站基地としてのみ考え、例えば会社設立を許可制にするなど民族資本の進出ないし成長を極力阻止する基本政策を樹立した。また大規模な日帝の資本侵略によって、朝鮮の工業はいとも簡単に圧倒され支配されたのである。例えば、1940年現在の工場規模別比重をみれば、日本人の経営する100人以上の大企業が、工場数においては僅か7.4%を占めるにすぎなかったけれども、生産高では全体の69%を占めており、当時の朝鮮工業が少数の日本の大企業によって左右されていた事実を如実に物語っている（第4表参照⁸⁾）。

さらにまた第5表によって、1940年現在の民族別、部門別工場公称資本をみれば、日本人の資本が全体の94%を占め、残りの6%が民族資本に属するのみであった⁹⁾。特に、重化学工業は日本人の資本が100%に近く、残りの僅かな民族資本は原始的装備のもとに、同胞を相手とする数種の消費財生産、例えば、精米、醸造酒、ゴム靴、靴下、被服、メリヤス等の生産に限られていたものである。

第4に、既述のように、朝鮮は日帝の戦時要求に応じて急激に建設された補充的工業地域であるために、各生産部門の物資流通も資金や技術面と同様に、各々個別的に日本に隷属して運営された。したがって、朝鮮内の各種工業部門は、勿論、同一工業部門においても横断的または従属的系列

〔第4表〕 工場規模別比重 (1940年現在)

区 分	工 場 数	工 員 数	生 産 高
大工場 (100人以上)	4.7%	51.6%	69.0%
中工場 (100人以下)	13.6 "	22.3 "	14.5 "
小工場 (30人以下)	81.7 "	26.1 "	16.5 "
計	100.0	100.0	100.0

(資料：朝鮮銀行調査部『朝鮮経済年報』1948年版)

〔第5表〕 各工業部門における民族別資本構成

(単位：千円)

部門	朝 鮮 人		日 本 人	
	金 額	比率 (%)	金 額	比率 (%)
化 学 工 業	1,000	0	276,250	100
窯 業	—	0	53,245	100
ガス・電気工業	—	0	553,030	100
金 属 工 業	6,100	2	373,000	98
食 料 品 工 業	5,250	7	73,800	93
木 製 品 工 業	5,500	10	47,000	90
紡 績 工 業	14,000	15	76,600	85
機 械 器 具 工 業	61,500	42	85,050	58
印 刷・製 本 業	1,500	43	2,000	57
そ の 他 の 工 業	7,000	8	83,500	92
合 計	101,850	6%	1,623,475	94%

註. 本表は1940年末資本金100万円以上の会社にかぎって集計したものである (資料：朝鮮銀行調査部『朝鮮経済年報』1948年版)。

が整備されていたのではなく、さらに、密接な相互関係や均衡発展も期待しえない状態であった。それゆえ、自主的な工業体制とは遙かにほど遠く、まさに植民地的工業構造の不均衡性を露呈していたのである。それは、日帝の植民地下にあった朝鮮の工業構造が、重工業20%、軽工業80%という畸型的な状態にあったことからも容易に推察¹⁰⁾しうる。

さらに、日帝の植民地政策は、経済的な面から朝鮮民族を完全に放逐し、

永久に日本経済に隷属させるための諸政策が実施された。殊に、意識的・植民地的民族差別待遇として、朝鮮人に対する技術教育を徹底的に避け、高等技術を要する部門には朝鮮人の接近を極力防止した。かくして工場労働者60万人の大部分が朝鮮人であるのに対し、技術者、特に高等技術者は殆んどが日本人によって占められた。とりわけ金属、機械、化学工業などの高等技術を要する部門では、朝鮮人技術者は極めて少なく、中小企業ないし低い技術で充分な部門に若干名存在したにすぎない。例えば、1943年6月現在の技術者総数10,093人のうち、日本人が8,164人(80.8%)に対して朝鮮人は僅か1,929人(19.2%)であった。¹¹⁾

第5に、以上に述べた4点から日帝支配下における植民地経済の様相の一端が明確になったであろうが、当時においては少数の大企業を除いて、大部分が零細資本によって運営された小規模企業が圧倒的に多く、その経営も大部分が日本人に属するものであった。参考までに当時の企業の業種別規模別従業員数の状況をみてみよう。

第6表によれば、¹²⁾ 1941年現在の総工場数6,953工場のうち、従業員数5~29人が5,676工場で81.7%を占め、これに30~99人規模の工場を加えればその比率は95.36%にも達する。このように、解放前の朝鮮における企業の大部分は30人以下の小規模企業であり、100人以上の企業は極めて少なく、殆んどが中小企業を脱し切れずに存在した。

以上のところから、日帝支配下における諸相はともかく、資本主義と近代的企業概念が導入されたことは認めなければならず、その意味からすれば、いわば中小企業の胎動期として理解することができるであろう。

しかし、今日の時点において注意しねばならないことは、上述のような企業の発生ないし中小企業の胎動期が、民族資本による自主的胎動期ではなく、日本人と日帝資本によって畸型的に発生せしめられた胎動ゆえに、それは解放後20余年におよぶ今日においても、韓国が経済的後進性から脱皮し切れない根本的要因の一つとして残されている点であり、植民地

〔第6表〕 業種別工場・従業員数

(1941年現在)

業種	規模	5~	30~	100~	200~	1000人	合計
		29人	99人	199人	999人	以上	
金属工業	A	232	48	6	7	2	295
	B	4,677	2,416	752	2,616	3,211	13,672
紡績工業	A	412	131	22	33	10	608
	B	4,958	7,038	3,470	13,326	18,592	47,384
機械工業	A	455	116	22	18	2	610
	B	4,927	5,856	2,882	7,761	3,319	24,745
窯業	A	253	65	13	11	—	342
	B	2,182	3,310	1,642	4,176	—	11,310
化学工業	A	1,273	253	39	30	3	1,618
	B	11,839	12,196	8,349	11,276	8,631	52,293
製材工業	A	295	51	12	2	—	360
	B	3,091	2,892	1,349	653	—	7,485
印刷工業	A	264	38	8	3	—	313
	B	2,948	1,816	1,163	976	—	6,902
食品工業	A	2,130	170	32	16	—	2,348
	B	17,463	9,151	4,244	4,709	—	35,547
ガス・電気工業	A	25	7	1	1	—	34
	B	243	321	167	208	—	939
その他の工業	A	337	60	14	11	—	422
	B	3,163	2,972	2,025	4,019	—	12,179
合計	A	5,676	939	189	132	17	6,953
	B	55,492	47,468	116,022	49,724	33,753	312,459
対総数百分比	A	81.76%	13.60%	2.70%	1.70%	0.24%	100%
	B	26.10%	23.30%	12.30%	23.40%	15.90%	100%

(資料：朝鮮年鑑，1948年版。Aは工場数，Bは従業員数を示す。)

支配の傷跡はわれわれの想像以上に深いことを知るべきである。

3. 韓国中小企業の生成

韓国『中小企業白書』によれば、1945年8月15日の解放から1961年5月16日の軍事革命直前までの期間を中小企業の生成期としている¹³⁾。この区分は、上記の期間において中小企業が特別に生成されたという意味があるわけではなく、解放によって日帝の支配から脱し、自主的な企業活動が展開されるという点により大きな意義を認めたからにほかならない。ここでは、便宜上、前述の期間をさらに三つの段階に区分して中小企業の生成を概説してみよう。

(1) 解放から1950年6月25日の朝鮮戦争直前まで

永年にわたる日帝の植民地から解放された朝鮮経済は、日本人の帰国によって一時に経済主体を喪失し、あらゆる産業はその機能が麻痺状態に陥った。特に、日帝の植民地政策下において、原料供給と消費市場の役割を強要されてきた朝鮮経済は、畸形的経済構造を余儀なくされており、民族資本の蓄積と熟練した技術も全くなかった当時の状況からすれば経済的混乱も不可避であった¹⁴⁾。

殊に、解放後の南北分離は、豊富な地下資源と重工業地帯を北朝鮮に残し、韓国産業は孤立状態に直面した。そのうえ、北朝鮮側による1948年5月14日からの「送電停止」は、韓国軽工業発展に不測の打撃を与えたのである。すなわち、当時の南の農業、北の工業という単一経済圏は、南北に分断されることによってその経済構造の不均衡はますます深化されることになった。

このような悪条件にもかかわらず、1948年の韓国政府樹立後、自立経済再編成のための朝野の努力とアメリカの経済援助¹⁵⁾によって、ある程度の工業発展の様相がみられ、解放直後急激に減少した国内工業生産は、既存施設の活用と一部の拡張によって経済の安定をはかりうる基礎が着々と整備

されたのである。

ところが不幸にも、6.25事変（朝鮮戦争）が突発して、発芽期に達していた韓国工業は、あますところなく蹂躪しつくされたのである。

(2) 朝鮮戦争から1953年7月の朝鮮戦争休戦まで

韓国の工業生産は、「韓米経済援助協定」（1948年）に基づくE C AやS E C援助の導入と共に漸次活気を帯びてきたが、6.25動乱によって致命的な破壊を蒙った。大邱、釜山などの一部地域を除いては、韓国工業の心臓部たる京仁地区（ソウル、仁川）を始め、工業部門全体で総額1億1,500万ドル以上の被害を受け、もともと脆弱な国内工業の構成と基盤を一層弱体化せしめたのである。第7表にみられるように、韓国工業の大部分を占め

〔第7表〕 動乱による工業生産減少状況

品 種	(A) 1945年 1月～9月実績	(B) 1951年 1月～9月実績	対 比 (B/A)
綿 布	19,068,829疋	529,187疋	49.5%
綿 糸	1,307,907ポンド	7,467,716ポンド	39.6〃
毛 織 物	324,910ヤード	143,878ヤード	43.9〃
ゴ ム 靴 類	15,677,105足	6,096,273足	38.8〃
陶 磁 器	8,452,500個	2,868,957個	33.9〃

(資料：韓国産業銀行調査部)

る繊維工業と印刷工業は60%以上が灰燼となり、その他の産業施設も30%前後の被害を蒙った¹⁶⁾。したがって、朝鮮戦争による破壊は、国内工業生産全般にわたっており、生産高の急激な減少は、ここに改めて記述するまでもなく全く言語に絶するものであった。

(3) 休戦から1961年5月16日の軍事革命まで

朝鮮戦争の休戦成立後、アメリカのI C A援助資金によって国内の復旧事業は本格的に着手され、重工業部門の復旧は遅延したけれども、大部分の軽工業部門は1954年には6.25事変前の生産実績を上回るようになった。特に、1954年以降は板硝子、セメント、肥料、電力などの新規基幹産業の

建設計画も活潑に推進された。

このような復旧作業は、大体1955年頃までに終り、1957年前後からは韓国経済も安定過程に入ったけれども、財政資金不足のために基幹産業の建設はままならず、主に消費財産業を中心とした工業が発達したにとどまる。

ところで、この期間中の中小企業をみれば、経済復興が軌道に乗る1955年には、国内工業部門の9割以上を占める中小企業育成の緊急性が認識されはじめ、総合的な中小企業育成対策の樹立が要望された。これに応じて、商工部では「中小企業育成対策要綱」を作成し、これは1956年10月18日、第34次復興委員会を通過した。¹⁷⁾

この「要綱」の要点は、(1)、中小企業協同組織の強化対策として協同組合法を制定し、(2)、中小企業資金対策として融資財源とその方法、および取扱金融機関設定について研究する、という基本的規定をもったものである。この他、中小企業育成上の基本的な問題点として、税制の改正、中小企業製品の販路開拓などが提示された。その後、この「要綱」は立案通りには実施されなかったけれども、韓国における中小企業育成の必要性和重要性を認識させる転換点になったところに大きな意義が認められる。すなわち、これを始発点として、中小企業育成がかなり積極的に展開され、資金面や政策面からも各種の措置が講ぜられるに至った。参考までに、当時における中小企業の工場数、従業員数、および生産高を業種別にみれば第8表の通りである。¹⁸⁾

前述のように、1956年を始発点として積極的に展開された中小企業育成策は、中小企業の経営活動に多面的な向上をもたらした。第8表にみられるように、工場数、従業員数、生産高等において、1956年から1958年の3年間にかけてそれぞれ2～3倍に増加している。このような中小企業の進展ぶりは、主に中小企業金融資金をはじめ、¹⁹⁾ 税務行政など諸制度上の措置が漸進的に実施され、また中小企業に関する研究が活潑になったことからなお促進された。

〔第8表〕 中小企業の概況

(生産高単位：百万ホン)

業種別	1956年			1957年			1958年		
	工場数	従業員数	生産高	工場数	従業員数	生産高	工場数	従業員数	生産高
繊維	4,689	79,325	128,233	4,775	82,170	143,015	4,869	85,410	147,162
化学	3,016	50,236	88,824	3,056	51,605	108,414	3,104	54,550	111,894
機械	502	27,390	34,017	513	28,928	39,306	520	31,092	40,329
鉱業	279	10,750	11,284	281	11,084	12,538	281	12,598	12,838
水産漁業	284	9,895	10,119	287	10,436	11,433	295	11,039	11,694
その他	807	15,871	14,653	832	16,208	16,471	915	17,932	16,916
合計	9,575	193,467	287,130	9,744	200,431	331,177	9,984	212,621	340,833

(資料：商工部刊『商工行政概観』) 尚、生産高単位は原著では千ホンであるが、便宜上四捨五入して百万ホン単位にした(徐)。

さらに1960年には、民主党政府が中小企業金融を専門的に担当する「中小企業銀行法」と、中小企業組織化のための「中小企業協同組合法」を立案した。しかし、これらの実現を見ずに5.16軍事革命が起こり、その後は新しい角度から中小企業問題が取り扱われるに至った。この中小企業生成期において特記すべきことは、政府が中小企業政策の行政的体系を確立するために、1960年7月、商工部内に中小企業行政を専門的に担当する機構として「中小企業課」を設置すると共に、中小企業政策の諮問機関として「中小企業審議会」を設置したことである。

4. 韓国中小企業の発展

韓国中小企業が、実質的に経済政策の重要対象として積極的に保護・育成されるようになったのは、5.16軍事革命後に属するといわれている。すなわち、1961年度には「中小企業協同組合法」と「中小企業事業調整法」を制定公布し、さらに、中小企業金融対策としての専門銀行たる「中小企業銀行」を設置するなど、中小企業の保護・育成のための積極的な政策が

展開され、画期的な転機をもたらしたのである。それは従来の散発的で断片的な中小企業政策の域から脱皮し、「中小企業協同組合」と「中小企業銀行」の設立によって、中小企業の発展を期しうる準備作業が完成したと考えられよう。

かくして商工部は、中小企業経営合理化模範工場制度等を設け、中小企業の体質改善のための企業診断、技術指導などによって、中小企業の経営合理化をはかると共に、その保護・育成策の強化をはかっている。他方、中小企業運転資金の貸出し、販路開拓、税負担の軽減対策などによって、諸施策が有機的に実行され、中小企業は漸次、発展していったのである。

特に、1963年度以降は中小企業の輸出産業転換を中心とした育成策が強化され、また1964年には中小企業の総合施策として段階別育成計画が樹立され、中小企業の適正産業分野への重点的育成、輸出産業への転換育成、輸出特化産業²⁰⁾および成長産業の育成などを主要内容として、中小企業の経営合理化のための指導強化、中小企業資金の拡大強化、中小企業協同組合中央会機能の強化などを中心とする重要政策が積極的に整備され実行された。

このように、中小企業政策は重要な経済政策の一環として登場し、「中小企業協同組合」の設立および「中小企業銀行」の発足によって、韓国中小企業の育成と発展を約束する基礎的整備作業は完了した。

その後、韓国は自立経済確立のために工業化の促進による経済発展を企図して、1962年度を第1年度とし1966年度を最終年度とする「第1次経済開発5か年計画」を実施するに至る。ところが、この計画の投融資は重化学工業を中心とする基礎産業部門に集中され、伝統的な中小企業と近代産業としての大企業間の格差が一層拡大され、また対外的には貿易の自由化に伴う制約要因が中小企業にとって大きな脅威となってきたのである。²¹⁾

ここにおいて中小企業の育成問題は、自立経済を達成するための国民経済的課題として登場することになる反面、重化学工業優先による中小企業

育成の相対的停滞は免れないことになる。このような背景のもとに、韓国においては1966年12月6日、「中小企業基本法」(法律第1840号)が制定・公布された。本法は中小企業の進路と中小企業施策の基本を規定することによって、中小企業の成長・発展を促進する目的をもつものであり、今後における成長・発展が期待されているところである。

以上のところから、韓国中小企業の発展期を画するものとして(1)中小企業協同組合の設立、(2)中小企業銀行の設立、および(3)「中小企業基本法」の制定があげられるが、以下若干の補足的説明を加えておこう。

(1) 中小企業協同組合の設立

韓国における中小企業組織化の必要性は従来から認識されており、1956年には中小企業総合育成策の一環として、中小企業組織化方策に関する構想がみられ、さらに1960年には、中小企業経営者の組織化によって共同利益を増進し、その経済的地位を向上せしめるために民法による法人、中小企業団体連合会が設立された。しかし、これは中小企業の組織化目標を達成するにはほど遠く、一つの構想ないし過渡的企図にすぎなかった。

このような初歩的組織化方策は、5.16軍事革命を契機として一大転換を迎えたとされている。すなわち、革命政権は1961年12月27日付法律第884号にて「中小企業協同組合法」を公布し、中小企業組織化に着手すると共に、1962年2月8日付閣令第441号にて「中小企業協同組合法施行令」、および1962年2月14日付商工部令第82号にて「中小企業協同組合法施行細則」が公布された。これに呼応して、業種別に単位組合が組織されはじめ、1962年5月に「中小企業協同組合中央会」が発足したのである。

このようにして中小企業の組織化は推進されたのであるが、1964年12月末現在の協同組合の組織状況をみれば、全国単位の組合が48、地方組合が101、地方組合を会員とする連合会が13であった²²⁾。協同組合加入企業数は1964年12月末現在、全国単位組合への加入企業体が2,191社、地方組合への加入企業体が5,272社に達している。さらに最近の資料から1966年12月

末現在の組織実態をみれば、中小企業協同組合中央会の会員組合数は72、組合員数は7,777社になり、その出資額も4億6百万ウォンに達している²³⁾。

また、協同組合法に規定された主要共同事業は、(1)生産・加工、購買、販売など共同事業の斡旋と共同施設の管理、(2)組合員間の事業調整、(3)組合員間の規格統一と検査事業、(4)事業資金の借入斡旋と組合事業のための資本調達、(5)経営と技術指導などであるが、これら共同事業の実績をみれば、原材料の共同仕入れは国内外合計14,783百万ウォン(1966年)に達し、また共同販売事業では5,053百万ウォン(1966年)に増大している²⁴⁾。さらに輸出品の検査実績は61,645千ドルに達するなど、その他の事業活動も漸次活潑になっている。

(2) 中小企業銀行の設立

中小企業の健全な発展を阻害する金融難を解消し、中小企業金融の円滑をはかる制度的措置としての専担機関たる中小企業銀行が設立されたことは、韓国中小企業の発展史上、画期的な施策であると考えられる。

中小企業銀行の設置問題は、かねてより自由党政府時代においても論議されたことはあったけれども、4.19学生革命の後、民主党政府によって設置された中小企業審議会において、銀行の設立問題が最初に審議された。その後、国会に上程されながら審議未了で一時中断し、5.16軍事革命後に通過したものである。「中小企業銀行法」は、1961年7月、法律第641号として制定・公布され施行されたけれども、1964年12月に改正されて今日に及んでいる²⁵⁾。

ここで、中小企業銀行設立以来の貸出実績をみれば、中小企業銀行は1961年の発足年度には2,463百万ウォン(39.5%)の貸出しを行ない、一般銀行は3,773百万ウォン(60.5%)を占めていたものが、1966年末にはそれぞれ10,654百万ウォン(40.1%)および15,917百万ウォン(59.9%)に達し、5年間に4倍以上の貸出増加をみているけれども、中小企業銀行による貸出比重には大差がない²⁵⁾(第9表参照)。

〔第9表〕 中小企業資金貸出状況

(単位：百万ウォン)

銀行別 融資額	1961年末	1962年末	1963年末	1964年末	1965年末	1966年末
	金額 (比率)	金額 (比率)	金額 (比率)	金額 (比率)	金額 (比率)	金額 (比率)
中小企業銀行	2,463 (39.5)	4,099 (42.9)	5,475 (44.4)	6,001 (48.0)	7,952 (40.4)	10,654 (40.1)
一般の銀行	3,773 (60.5)	5,466 (57.1)	6,858 (55.6)	6,513 (52.0)	11,728 (59.6)	15,917 (59.9)
合計	6,236 (100)	9,565 (100)	12,333 (100)	12,514 (100)	19,680 (100)	26,571 (100)

註 ①1961年の一般銀行分には産業銀行貸出 558 百万ウォンが含まれており、また一般銀行分は推定額である。

②原著では1963年末の合計と比率に誤りがあったので訂正した(徐)。

〔第10表〕 業種別中小企業資金貸出状況

(1966年6月末現在)

(単位：百万ウォン)

業種	一般銀行 (構成比)	中小企業銀行 (構成比)	合計 (構成比)
鋳業	766 (5.2)	161 (11.8)	927 (3.9)
繊維工業	1,803 (12.3)	2,374 (26.7)	4,177 (17.7)
化学工業	1,393 (9.5)	906 (10.2)	2,299 (9.8)
機械工業	1,283 (8.8)	2,066 (23.3)	3,349 (14.2)
その他の工業	9,423 (64.2)	3,301 (37.2)	12,724 (54.1)
運送業	— (—)	66 (0.8)	66 (0.3)
合計	14,668 (100)	8,874 (100)	23,542 (100)

註. 原著の本表中には数字に誤りが多く、筆者が計算のうえ7か所を訂正した(徐)。

次に、中小企業の業種別貸出状況をみれば、一般銀行がその他の工業に64.2%の貸付けを行なっているのに対し、中小企業銀行は繊維、化学、機械などの重点部門に60.1%を貸し付け、その他の部門には37.2%を融資したにすぎない(第10表参照)。これは政策金融機関による目的金融が具現していることを物語り、一般銀行がその商業ベースに基づいた融資を行なっている点が読み取れる。しかし、このような事実は金融資金による中小企業育成方針を開発政策的観点から再検討すべきことを示唆している。²⁷⁾

中小企業銀行の設立は、韓国中小企業の発展にとって重要な意義を有すること前述の通りであるが、上記の中小企業金融の供給実績を通じて考えられることは、やはり資金供給の絶対量が不足していることと、国家財政資金を財源とする長期設備資金が不足していることである。これらは産業構造の高度化と貿易の自由化に伴う競争力を強化するためにも早急な改善が要望される。

(3) 「中小企業基本法」の制定

韓国は「第1次経済開発5か年計画」において投資の重点をエネルギー源の開発、基幹産業の建設など、産業基盤の造成を大企業中心に行なったのであるが、1967年度を初年度とする「第2次経済開発5か年計画」においても重化学工業を優先的に育成しようとしている。このような韓国政府による意欲的努力は、相対的に中小企業を圧迫する結果を招来し、重化学工業部門とその他の部門間に必然的に企業規模の格差を拡大せしめることになる。

一般に、一国の経済開発を行なう過程においては、重化学工業部門を優先的に育成して工業化を達成することが考えられるが、大企業の担当する重化学工業部門ないし基幹産業部門のみを確立しても、その目的を実現することは不可能であろう。けだし、重化学工業や基幹産業を中心とする大企業の製品市場は主に中小企業であって、特に機械工業部門等においては、生産の全工程で中小企業の担当する部分品や生産部門が存在するからである²⁸⁾。ところで、大企業中心に財政投融资や税制面の特別優遇措置を講ずることは逆に中小企業に対する投資が抑制され、またその正常な発展が制約され、大企業との格差はますます拡大するに至る。それゆえ、このような大企業と中小企業との格差を是正しなければ真の経済開発も不可能となる。したがって、中小企業の育成は大企業の正常な企業活動の前提であり、対外的には中小企業を育成してより有利な産業として海外市場に進出せしめ、また対内的には大企業の補完的役割を果たす存在として積極的に企業の系

列化を推進し、大企業の資本蓄積を助長する方向に有機的な関係をもたさなければならぬ。韓国におけるこれまでの大企業と中小企業とはこのような関連関係になく、却って中小企業が大企業の発展を制約する要因とさえなっていたのである。

このような背景から、最近の中小企業政策には従来の消極的態度を止揚し、中小企業の育成を主眼とした開発政策的意識が高まってきたのであるが、同時に、国民経済の構造再編成問題と関連した構造政策的な認識も抬頭してきた³⁰⁾。このような開発政策的ないし構造政策的な中小企業政策意識を具体化させ、実際的な政策の基本方向を法的に規制するために「中小企業基本法」が制定されたのである。

「中小企業基本法」は全文35条と附則から成り、その主要内容は、本法の目的と中小企業の範囲、中小企業に対する政府および地方自治団体の施策、経営の合理化その他による中小企業構造の高度化、過当競争の防止等による事業活動上の不利補完、金融と税制、中小企業の組織化と行政機構の拡充、中小企業政策審議会などである³¹⁾。

勿論、これらの諸項目についてはさらに施行上の問題点を追求して、社会経済的与件の変化に即応した補完と運用方向を考究すべきであるが、これは韓国中小企業に与えられた今後の重要課題であろう。

5. むすび——韓国中小企業の社会経済的特質

以上において、韓国中小企業がどのように生成・発展してきたかについて述べてきた。特に、日帝の植民地から解放された当時の朝鮮経済は、日本人の帰国によって一時は経済主体を喪失し、すべての産業の機能が痲痺状態に陥ったこと前述の通りである。日帝の植民地政策下において、原料供給および消費市場の役割を強要された朝鮮経済は、畸型的な経済構造を余儀なくされ、さらに民族資本の蓄積と熟練した技術も皆無に近かった当時の状況は、解放後の経済混乱を招来せしめるに余りあることであった。

そのうえ、世界二大勢力のまにまに朝鮮は南北に分断され、南は農業中心、北は工業中心という単一経済圏に分離されることによって、日帝支配時代の経済構造の不均衡は一層拍車をかけられたのである。

このような苦難に満ちた時代を経験した新生韓国は、さらに民族最大の悲劇、同族相食む朝鮮戦争に遭遇して、それまで僅かに命脈を保ってきた少数の工場施設も灰燼に帰することになった。このような産業施設の廃墟の中から、休戦の成立とアメリカを始めとする自由諸国の莫大な経済援助は、ある部分は腐敗につながって無為、水泡に帰したけれども、産業施設の復旧と再建を促進せしめ、比較的高い成長率を達成しており、これに応じて中小企業問題も生成の段階を迎え、その育成の緊急性が認識されはじめたこと前述の通りである。

しかし、1957年をピークに経済成長率は漸次鈍化現象を示し、韓国経済成長力に対して危惧の念を抱かしめるに至った。そこで、「第1次経済開発5か年計画」の実施に踏み切らざるをえなくなったのである。この計画の基本的目標は、産業構造の改編と国民経済の自立的成長のための産業基盤を造成することであり、その成果としては、1962年から1965年までの4年間、平均7.6%の経済成長率を示し、特に1966年度は13.4%の成長率を達成している。

なお、このような第1次5か年計画の成果をめぐる評価は区々であるが、「計画的開発の勝利」であるとする『経済白書』は、「1966年度の韓国経済が、過去いずれの年度にも見られなかった記録的高度成長を享有しえたのは、第1次5か年計画の推進によって、その間、堅実に累積されてきた経済の潜在成長力が、計画の目標年度たる1966年に至って本格的に実現したところに基因する³²⁾」としてその成長を称えている。また、これと反対に全面的に評価しない論者もあるけれども、それまでの韓国経済の成長速度を考えると、³³⁾「比較的成功裡に遂行された」ことは事実のようである。

しかしながら、「国民経済の総量面における華麗な成長のかげに、農業

の停滞、勤労者の実質賃金の下落、中小企業の相対的没落、および地域間の不均衡拡大などの暗い側面が指摘されている事実³⁴⁾を看過するわけにはいかないであろう。

一般に、経営規模の小さい企業は大企業との競争においては殆んどが敗北を喫するものであり、大企業の絶えざる圧力下に呻吟していずれは駆逐されていくのが資本主義的発展の原則ではあろう。しかし、今日の韓国経済は、「先進資本主義諸国において経験したような順調な産業革命を経過しないで、早期的に独占資本が国内市場を独占したことから中小企業問題が提起されているのであって、この問題を中小企業の必然的消滅という過程に放置しえない理由がある³⁵⁾」から問題である。

われわれが韓国の中小企業問題を論ずる場合に注意しなければならないのは、まさにその社会経済的特質ないし基本的性格である。特に、先進諸国における中小企業問題と比較して特徴的なことは、韓国においては、資本主義発展の自然的過程で発生する競争場裡で中小企業の没落が生ずるものではなく、国民経済の全般にわたってひしめき合っている中小企業群の上に、新たに独占企業、すなわち政府の支援、外資導入などの外部条件によって「移植」された大企業がその上に君臨し、中小企業の全般的成長基盤を破壊しているところに中小企業問題が提起される特徴がある。

したがって、韓国の独占的大企業は、中小企業を基盤として自然的自由競争の過程を経て生成・発展した企業でないために、先進資本主義諸国の大企業にみられるように、生産財工業を基盤として成長することができず、中小企業と直接競合関係にある消費財工業部門において独占を形成しており、大企業自体が外国の生産財工業の下請的性格をもっている点は特に注意を要する。したがって、このような特徴のために大企業＝生産財工業、中小企業＝消費財工業という分業関係が形成されえないばかりでなく、大企業による中小企業の系列化という中小企業の存立条件をも排除しているのである。

このように韓国中小企業のおかれた特殊条件を勘案するとき、本稿の第4節で触れた「発展」は、まさに無限の難関に遭遇しているものようである。特に、「第2次経済開発5か年計画」をはじめとする政府の施策は、中小企業の育成策として大企業への系列化を指向しているが、現実の系列化排除要因を考えると、「中小企業基本法」の合理的運用はもとより、韓国中小企業の発展はまさに多岐多難な迷路に入り込むおそれなしとしないのである。

註 1) 韓国中小企業生成・発展の時代区分は次の文献に依拠している。

- 韓国中小企業協同組合中央会、『中小企業白書』1965年版（1965年12月刊），73～90頁。
- 2) 旗田 巍，『朝鮮史』，166～168頁。山辺健太郎，『日韓併合小史』，24～34頁参照。金三奎，『朝鮮現代史』，11～15頁参照。
- 3) 旗田 巍，前掲書，195頁。山辺健太郎，前掲書，151～155頁参照。なお，「侵略の第一歩としての日韓議定書」ほか，日本帝国主義の朝鮮侵略については下記文献に詳述されている。
山辺健太郎，『日本の韓国併合』，273頁以下参照。
- 4) 第1表，第2表ともに，韓国中小企業協同組合中央会，前掲書，76頁参照。
- 5) 姜徳相稿，甲午改革における新式貨幣発行章程の研究，朝鮮史研究会『朝鮮社会の歴史的発展』（1967年10月刊），108頁より作成。
- 6) 小林英夫稿，「1930年代朝鮮『工業化』政策の展開過程」，朝鮮史研究会，前掲書，142頁。
- 7) 崔虎鎮，崔泰鎬，『韓国経済史』（ソウル博英社，1966年），267～268頁参照。
- 8) 韓国中小企業協同組合中央会，前掲書，79頁。
- 9) 崔虎鎮，崔泰鎬，前掲書，275～276頁。
- 10) 韓国中小企業協同組合中央会，前掲書，80～81頁。
- 11) 韓国中小企業協同組合中央会，前掲書，81～82頁。
- 12) 韓国中小企業協同組合中央会，前掲書，83頁。
- 13) 韓国中小企業協同組合中央会，前掲書，84頁。
- 14) 韓国商工部，高麗大学校附属企業経営研究所，『中小企業経営指標』1966年版，製造・販売業編（ソウル1966年12月刊），383頁。
- 15) 当時はGALIOA資金が中心で，1945年から1949年までに502,097千ドルの援助を受けている。韓国銀行調査部，『韓国年鑑』，1958年版，Ⅲ—234頁。

- 16) 韓国中小企業協同組合中央会, 前掲書, 85頁。
- 17), 18) 韓国中小企業協同組合中央会, 前掲書, 86頁。
- 19) 前述の「要綱」にしたがって, 20億ホンの融資財源が決定され, 景気対策の一環として断片的な運転資金への支援もなされた。韓国生産性本部生産性研究所, 『中小企業政策の基本方向』(1967年8月刊), 73頁。
- 20) 韓国生産性本部生産性研究所, 前掲書, 45~48頁参照。輸出特化産業としては次の業種が指定されている。生糸類, 絹織物, 毛製品, 陶磁器類, ゴム製品, ラジオ・電気機器, 魚介類かん詰, 合板, 綿織物, 衣類, 皮革製品, 工芸品, 雑貨類の13業種(1965年選定)。
- 21) 韓国生産性本部生産性研究所, 『中小企業基本法施行に伴う問題点とその育成方案』(1967年8月刊), 序文参照。
- 22) 韓国中小企業協同組合中央会, 前掲書, 193頁。
- 23) 韓国生産性本部生産性研究所, 『中小企業政策の基本方向』(1967年8月刊), 94頁。
- 24) 韓国生産性本部生産性研究所, 前掲書, 95頁。
- 25) 韓国中小企業協同組合中央会, 前掲書, 336頁参照。
- 26) 韓国生産性本部生産性研究所, 前掲書, 74頁。
- 27) 韓国生産性本部生産性研究所, 前掲書, 75~76頁。
- 28) 韓国生産性本部生産性研究所, 『中小企業基本法施行に伴う問題点と育成方案』, 17頁参照。
- 29) 韓国生産性本部生産性研究所, 『貿易自由化に伴う産業体制の再縮成』(1967年8月刊), 71~76頁。
 なお, 「第2次経済開発5か年計画」においても, 中小企業育成政策の基本方向として系列形成を指向している。韓国商工部, 高麗大学校企業経営研究所, 前掲書, 417頁参照。
- 30) 韓国生産性本部生産性研究所, 『中小企業基本法施行に伴う問題点と育成方案』, 19頁。
- 31) 韓国生産性本部生産性研究所, 前掲書, 99~103頁参照。
- 32) 韓国経済企画院, 『経済白書』, 1967年度, 3頁。
- 33) 韓国商工部, 高麗大学校企業経営研究所, 前掲書, 383頁。
- 34) 韓国経済問題研究会, 「韓国経済研究」第2巻第1号増補版(1967年10月刊), 11頁。なお本誌は, 「中小企業の地域別開発のための諸問題」を特集しており, 韓国中小企業の基本的性格を知るうえで好個の文献である。
- 35) 韓国経済問題研究会, 前掲誌, 11~12頁参照。

(1968年4月30日)